

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
5月24日
(火曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

令和四年度クリーニング師研修の指定 (生活衛生課) 三

令和四年度クリーニング所業務従事者講習の指定 (生活衛生課) 三

漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意 (農林水産政策課) 三

漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅 (水産振興課) 四

高潮浸水想定区域の指定 (河川課) 四

○公告

契約の締結 (デジタル・ガバメント推進課) 四

県営岩国北部地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧 (農村整備課) 四

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 五



山口県告示第四百十号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年五月二十四日から同年六月十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

令和四年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 エア・ウォーター・ベルパール株式会社
住 所 大阪市中央区博労町三丁目二番八号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 エア・ウォーター・ベルパール株式会社防府工場
所在地 防府市鐘紡町三番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 (t/日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔りの使用 時間
三三ーイ (二基)	三・六	令和四、 六、一四	令和四、 六、一四	令和四、 六、一四	連 続 二四時間 変動なし
〃	三	〃	〃	〃	〃
三三ーロ	〃	〃	〃	〃	〃

備考 「三三ーイ」及び「三三ーロ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設及び水洗施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
三三二一〇	六・五	一六〇	八
〃	一〇・五	一九〇	四
三三二一〇 (二基)	二	九〇〇	一
		九五〇	三
		四〇〇	一
		四〇〇	一
		九五〇	二
		四〇〇	四
		六四・二六	二
		九九・二九	九
		六・〇五	六
		九・六	九
		二二〇	二
		二二〇	四
		一八〇	一
		二四〇	二
		四八〇	四
		四七〇	四

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m^3 /日)	処 理 の 方 式	間 隔 時 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
活性汚泥処理施設	鉄筋コンクリート	一、四五〇	長時間ばっ気	連続	二四時間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	(既)		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 量 (m^3)
	処 理 前	処 理 後		
活性汚泥処理施設	水素イオン濃度 (水素指数)	七	八	〃
	化学的酸素要求量 (mg/l)	二八七	一九	〃
〃	浮遊物質量 (mg/l)	一五	一〇	〃
	鉱油類 (mg/l)	検出せず	〃	〃
〃	窒素 (mg/l)	六四・二六	五九・七八	〃
	リン (mg/l)	六・〇五	〇・四五	〃
〃	汚水等の一日当たりの量 (m^3)	九・六	一・〇一	〃
	〃	一、二二〇	一、四五〇	〃

五 排出水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	八	一二・七	一、七五五
六	六	一五・四	二、一三〇

山口県告示第四百一十一号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定により、次の研修を令和四年度におけるクリーニング師の研修として指定した。

令和四年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 研修の主催者

名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修の種類

第一型研修

三 研修の開催期日及び開催場所

開催期日

令和四、八、二一（日曜日） 下松市大手町二丁目三番一号
下松中央公民館

四 研修の受講料

五千円

一 研修の主催者

名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修の種類

第二型研修

三 研修の受講料

五千円

山口県告示第四百一十二号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三の規定により、次の講習を令和四年度におけるクリーニング所の業務従事者に対する講習として指定した。

令和四年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習の主催者

名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 講習の種類

第一型講習

三 講習の開催期日及び開催場所

開催期日

令和四、八、二八（日曜日） 山口市吉敷下東三丁目一番一号
山口県総合保健会館

四 講習の受講料

四千五百円

一 講習の主催者

名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 講習の種類

第二型講習

三 講習の受講料

四千五百円

山口県告示第四百一十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和四年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

区	域	区	分
掛測区域		総トン数十トン未満の漁船により行う漁業以外の漁業	

山口県告示第四百四十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三十三条の二第一項第二号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第一百二十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成三十年山口県告示第三百三十五号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和四年三月二十九日限り消滅した。

令和四年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

下関市西部加入区

山口県告示第四百四十五号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条の三第一項の規定により、次の海岸について高潮浸水想定区域を指定した。

令和四年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 海岸の名称

山口南沿岸

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課、岩国土木建築事務所、柳井土木建築事務所、周南土木建築事務所、防府土木建築事務所、宇部土木建築事務所及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）



（八七） 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和四年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

ネットワークパソコン用ソフトウェアライセンス 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和四年三月三十一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社大塚商会 東京都千代田区飯田橋二丁目一八番四号

六 契約金額

二億三千七百六十七万二千二百八十円

七 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第五号に

該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

（八八） 県営岩国北部地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営岩国北部地区中山間地域総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和四年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営岩国北部地区中山間地域総合整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年五月二十五日から同年六月十三日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(八九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和四年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

岩国市装束町五丁目及び玖珂郡和木町和木四丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩国市山手町一丁目一番一四号

株式会社東洋地所

令和四年五月二十四日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁